平成25年2月15日　第17号

愛知県公文書館だより

目次

企画展展示資料写真…… 1
平成２４年度企画展…… 2
表紙の写真の解説…… 3
古文書講座について…… 3
古文書解読講座…… 4
公文書館の現状…… 5
インターンシップ研修生体験記…… 6
企画展こぼれ話…… 6
古文書展示について…… 7
歴史資料保存利用機関関係団体の
　研究会・研修会に参加して…… 7
レファレンスコーナー…… 8
利用案内・編集後記…… 8

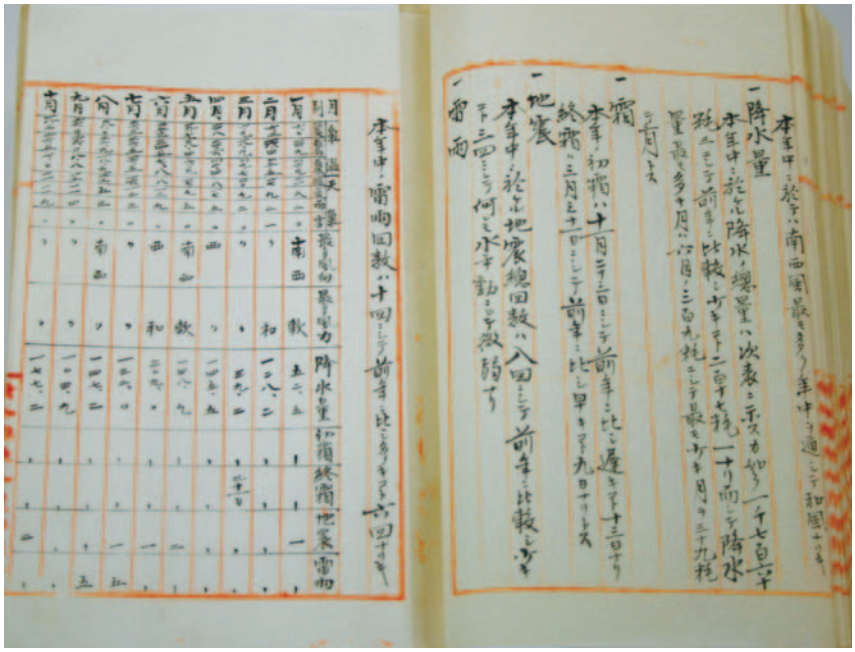

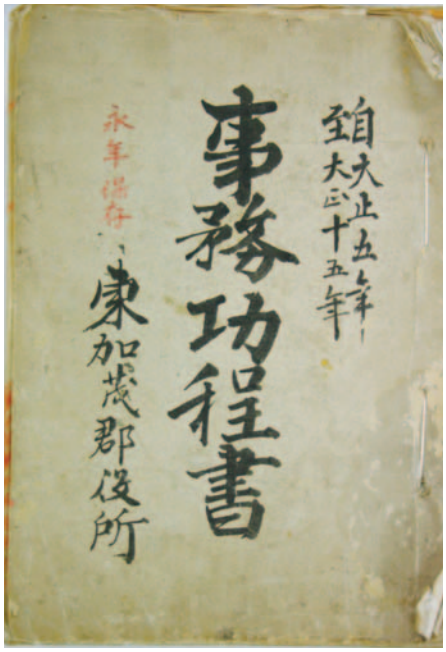

事務功程書（上）足助名所（絵はがき・左下）幡豆郡横須賀村名所（絵はがき・右下）

平成二十四年度企画展
～企画展の舞台裏～

本年度の企画展は、「三河案内―公文書館資料で知る三河―」をテーマに、十月一日から十一月三十日まで、本館展示室にて開催しました。

昨年度の収蔵資料展では「尾張名所図会」を用いて尾張地域の紹介をしましたので、本年度は三河地域をテーマとした展示を開催することとしました。

三河地域の文化や伝統的な産業、歴史等について内容を調べ、本館に関連資料があるかを確認しながら何度も打合せを行い、方向性や展示資料を決めていきました。

次に、展示の内容を交えて開催までの舞台裏を紹介します。

（一）**「三河の変遷」**では、「太政類典」や三河の変遷図を用いて廃藩置県後の諸県の成立と額田県への統合、愛知県の成り立ちなどについて紹介しました。

本館には市町村制に係る公文書も多く、その中から安城市の市制と、碧南市の合併に関する公文書を展示しました。

市町村合併表も作成し、現在の市町村になった年とその時合併した市町村名を挙げました。

平成二十三年（二〇一一）四月一日に西尾市・一色町・吉良町・幡豆町が合併して西尾市となったのが最も新しい事例です。

他方、戦後で最も古いのは、昭和二十九年（一九五四）八月一日に幸田町と豊坂村が合併して幸田町になった事例です。

企画展の風景

（二）**「三河に関する公文書館所蔵資料の紹介」**では、地籍図・地籍帳の原本を展示しました。現在は、資料保護のため地籍図・地籍帳ともに複製化されており、原本をお見せすることは、ほとんどありません。そのため、企画展は原本を直接御覧いただくための貴重な機会といえます。

他に、郡役所文書や、祭り、産業等についての公文書を展示しました。郡役所文書については、次頁の「表紙の写真の解説」で詳しく紹介しています。

また、昭和六十年（一九八五）に蚕業センターとして整備統合される前の繭検定所に係る公文書と銘板を展示しました。なお、平成十年（一九九八）に廃止された蚕業センターの銘板も本館に保管されています。

さらに、明治用水、豊川用水についても紹介しました。用水ができるまでには資金面も含め多くの人が関わっており、完成までには長い年月がかかりました。これらについて調べていくうちに、用水を必要とする土地の事情や、様々な困難によって計画を中断していることが分かりました。調べを進め、新たな事実を知るたびに、一人でも多くの方に紹介したい気持ちが膨らむとともに、パネルで簡潔に説明することの難しさを実感しました。

企画展の風景

（三）**「三河の現在」**では、人口、面積、各市町村の花や木、名産や、祭りなどの項目に分け、三河地域の十八市町村を紹介しました。

祭りの項目では、展示期間に合わせて秋冬の祭りを掲載することを心掛けました。

（四）**「観光名所の絵はがき」**では、足助町（現在の豊田市）と横須賀村（現在の西尾市）の絵はがきを紹介しました。表紙には、「足助名所」のうち、巴橋の絵はがきを載せました。

巴橋は、町の中央部を東西に貫通している飯田街道に架かる橋です。飯田街道は、現在では一般国道となっています。香嵐渓に近く、旧足助町の中央を流れる巴川沿いに位置する巴橋は、明治三十一年（一八九八）に竣工し、その後、昭和九年（一九三四）に永久橋となりました。

今回の企画展をきっかけに、郷土の歴史及び本館の所蔵資料に関心を持っていただければ幸いです。

県の花　カキツバタ

表紙の写真の解説

写真は、郡役所文書である「事務功程書」と絵はがきです。

郡役所とは、明治十一年（一八七八）七月に、府県の下に郡区町村が置かれることとなり、それに伴い設置された役所を指します。大正十五年（一九二六）に郡役所が廃止されるまで作成されていた文書を郡役所文書といいます。

掲載の「事務功程書」は、大正五年から十五年（一九一六から一九二六）まで東加茂郡で使われていた文書が綴じられており、中には、町村費や県税、米の収穫高などが記載されています。右上の写真は、その表紙です。左上は、その「事務功程書」のうち、大正五年（一九一六）の気温や天気、降水量や地震の回数について書かれている頁の写真です。九十七年前の気象について知ることのできる貴重な資料です。

「幡豆郡横須賀村名所」（現在の西尾市）と、「足助名所」（現在の豊田市）の絵はがきは、平成四年に本館に寄贈された資料です。史跡・名勝、町の様子などが撮影されており、その土地を巡っているような気持ちになれます。

古文書講座について

平成二十四年十一月から十二月にかけて、古文書講座を開講しました。

古文書講座は今回で三回目となりますが、今年は、初めて古文書を読む方を対象とした入門編（十一月五日・九日・十六日に実施）と、今までに古文書を読んだことのある方を対象とした応用編（十一月二十六日・十二月四日・七日に実施）に分けて実施しました。

各講座の具体的な内容と教材とした古文書を紹介します。

入門編は二部構成で行いました。第一部では、最初に近世の古文書を解読する際の基礎知識である候文や返読文字、異体字、変体仮名などについて具体例を交えながらスライドを用いて説明しました。

古文書講座の風景

その後、本館所蔵文書である尾張国愛知郡八事村（現在の名古屋市昭和区）山田家文書の土地の売渡し証文の解読に取り組みました。

解読に当たっては、先ず受講者が自力で翻刻に挑戦する時間を取り、その後、講師が読みにくい文字を中心に説明を加えながら解読していきました。さらに、文のまとまりごとにスライドを用いて読み下しと解釈を行いました。

第二部では、第一部で扱った古文書に半紙を重ね、筆の流れに注意を払いながら筆ペンを用いて文字を書写していきました。受講者の方々には、実際に手を動かして筆写することにより、文字が具体的にどのようなくずしで書かれているのか詳しく知っていただくことができました。

主に古文書を読んだことがある方を対象に行った応用編は、県史編さん室の職員が講師を務め、「愛知県史」（資料編十八、近世四、資料番号四百三）に掲載された「足助における連続放火事件の一件書類」という享保期に起こった事件について書かれた古文書を題材として、史料の解読と内容の解説を行いました。参加者の皆様には、臨場感溢れる、興味深い内容の史料を読むことで、歴史の醍醐味を味わっていただけたと思っています。

また、講座の中では、現在発刊しております「愛知県史」の説明や実際の古文書の取扱いについての説明も行いました。この講座を通して、参加者の皆様には、本県が進めております歴史編纂事業に対し、より深い関心を持っていただくことができたのではないかと思っています。

古文書講座の筆写の様子

講座終了後、受講者の方々からいただきました御意見、御感想を、今後の古文書講座の充実に生かしてまいりたいと考えています。

県の鳥　コノハズク

古文書解読講座

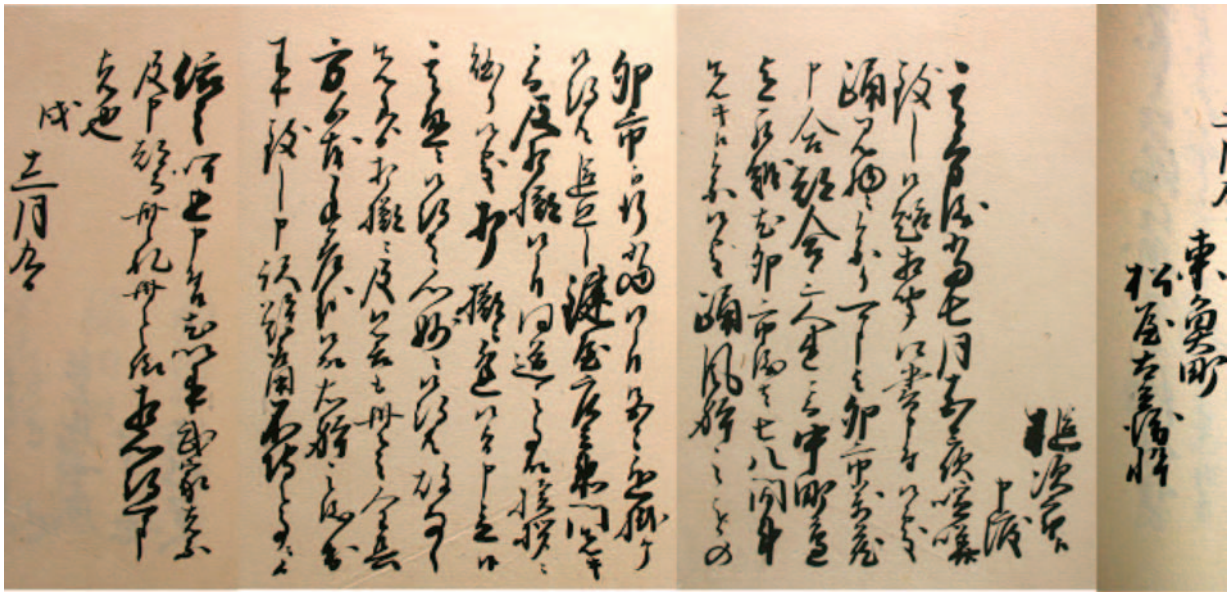

①　東魚町
②　松屋太兵衛忰
③　槌次郎江申渡
④其方儀当七月十五日夜喧嘩（けんか）
⑤致し候趣相聞、口書申付候処、
⑥踊見物ニ参リ可レ申与（と）卯市萬蔵
⑦申合、都合三人連ニ而中町邊
⑧迄罷越、尤卯市儀者七八間斗
⑨先キ江参候処、踊風躰之もの
⑩卯市江行当候ニ付、色々逃掛ヶ
⑪候得共、追廻し鍵屋庄兵衛門先キ
⑫ニ而及二打擲（ちょうちゃく）一候ニ付、同道之事故、挨拶ニ
⑬懸リ候処、打擲ニ逢候旨申立候、
⑭其通ニ候得者、心妙（しんみょう）ニ候得共、故なく
⑮先方より打擲ニ及候筈も無レ之、全其
⑯方より茂（も）手差出候故、右躰之儀出
⑰来致し申訳難二取用一不埒（ふらち）之事ニ候、
⑱依レ之呵込（しかりこみ）申付候、尤以来武家者不レ
⑲及レ申、都而（すべて）無礼無レ之様相心得可レ申
⑳者也
㉑　戌　十二月九日

本館では明石藩の勤番が藩内のできごとなどを記録した『（明石藩）日記』のうち、天保九年（一八三八）から明治四年（一八七一）の時期のものを所蔵しています（一部欠落あり）。

今回紹介する古文書は、『（明石藩）日記』のうち天保九年七月十五日の祭りの夜に起こった喧嘩の顛末を示すものです。史料を見ていきます。

この史料は③にありますように、藩が事件の当事者である槌次郎へ申し渡したものです。喧嘩の事実を把握した藩は槌次郎に対し経緯を説明するように求めます（④から⑤）。⑥から⑬の途中までは槌次郎による申立て（口書）の内容です。「踊見物」に卯市と萬蔵との三人で行ったこと、前を歩いていた卯市が「踊風躰」の者とぶつかったこと、その者を卯市が追いかけて鍵屋庄兵衛の門先で殴ったこと、それに対し槌次郎は、卯市の同行者として仲裁にはいろうとしたにもかかわらず、逆に殴られてしまったことなどを述べています。

この槌次郎の言い分に対する藩の判断は⑭から⑰にあります。彼の言うとおりならば「心妙」なことだが、理由もなく相手が殴るとは考えられず、槌次郎が手を出したことが喧嘩の原因であろうから、その言い分は採用できないと断じます。人の心の動きは斯くあるべしとして、喧嘩の原因を特定している経緯には興味深いものがあります。

結局、彼は無罪放免とはならず、十二月に口頭注意に当たる「呵込」の罰則を受け、武家に対しては言うまでもなく、誰に対しても無礼な態度を取ることのないようにと、お灸をすえられることになりました（⑱以降）。

ちなみに、『日記』には同じ祭りの夜の別の喧嘩の一件の記載もあり、さながら祭りの賑わいが古文書を通して今に伝わってくるようです。

公文書館の現状

愛知県公文書館は、歴史的価値のある県の公文書や県が刊行した刊行物を中心に、本県に関わる資料を収集しています。

公文書館所蔵資料
（平成23年度末現在）

資料区分	所蔵点数
公文書	87,687
刊行物等	81,784
古文書・私文書	4,161
旧公印	330
合計	173,962

昨年度は、本県の公文書を九〇〇点、刊行物を八〇二点及び使用を廃止した公印五点を収集しました。

このうち公文書は、知事部局を始め、企業庁、教育委員会、人事委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の公文書から、歴史的価値があると判断されるものを選別、収集しました。

本館が収集した公文書は、原則として永年保存となりますので、できるだけ原本として保存できるように、くん蒸を行い、必要に応じて補修をして、件名目次の作成、データ入力などの所用の整理を行った後、順次利用に供することになります。県民の皆様の共有財産である本館所蔵資料を一層多くの方に利用していただくため、インターネットによる検索システムを導入しています。

本館に収蔵された資料の利用は、大きく分けて一般県民の方などの一般利用と県職員による業務遂行上の行政利用に分かれます。

昨年度の一般利用者は、本館の開館以来最高の四，五〇七人でした。過去からの一般利用者数の推移をみますと、全体的に増加傾向にあることが分かります。

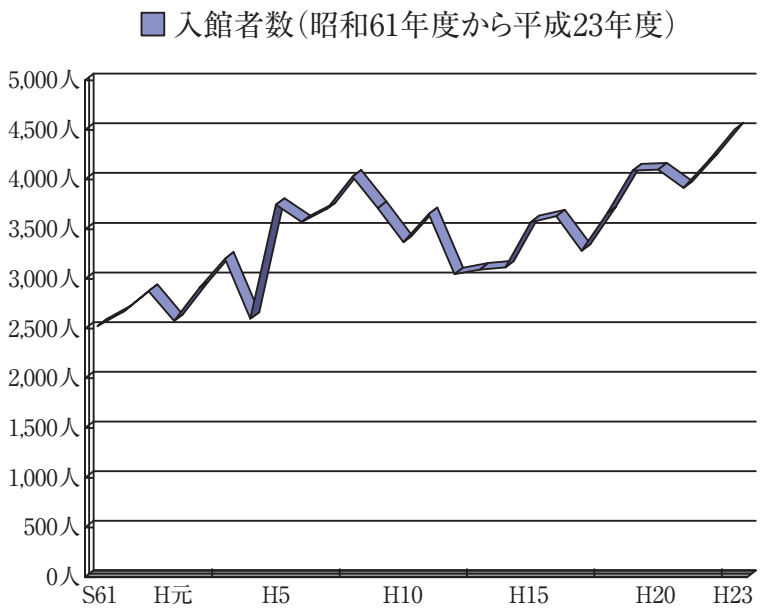

また、昨年度に一般利用者が利用された本館の所蔵資料は、左表のとおりでした。

利用対象資料		利用数
公文書	公文書（冊数）	1,409
	地籍図、地籍帳（点数）	1,971
	他機関所蔵資料（冊数）※注	1,438
	計	4,818
刊行物等	公報・官報（冊数）	368
	行政刊行物（冊数）	2,443
	県史・市町村史誌（巻数）	190
	参考図書等（冊数）	384
	計	3,385
合計		8,203

この利用状況の中で特徴的なことは、公文書の中で明治十七年に作成された地籍図・地籍帳の利用が最も多いという点が挙げられます。本館には県内のほとんどの地区の地籍図・地籍帳が現存していますので、地方史の研究者や不動産関係者といった方がよく利用されています。現在の地名で当時の地名をデータ検索できます。明治時代のご自分の住居地を地籍図で確認されてはいかがでしょうか。

（※注：他機関所蔵資料とは、昭和十三年に現在の県庁舎に移転するに際して、明治期の公文書など多数の公文書が廃棄されましたが、その一部を所蔵している国や民間の研究所の許可を得て、本館が複製し、保存しているものです。）

インターンシップ 研修生体験記

本館では、愛知県のインターンシップ（就業体験研修）受入事業により、研修生（大学生）の方々を受け入れています。毎回短期間（十日程度）ではありますが、研修生の方々には、本館の様々な業務を体験していただいています。

平成二十四年度は、今までで最も多い、男性一名、女性三名の計四名の大学三年生の方々が参加され、文書の修復・整理・移動、マイクロフィルム化資料の複写、行政刊行物の整理、窓口での受付等の業務を体験していただきました。研修生の皆さんの研修後の感想や公文書館に対する印象等について御紹介します。

◇◆◇◆◇◆

（研修生A）

「公文書館の裏側の仕事を経験することができ、違った角度から公文書館を捉えることができた。」

「文書の修復や整理等の地道な作業にはとても根気がいるが、その作業が一般の方々の利用を可能にしていることを思うと、コツコツと仕事をすることも重要だと感じた。」

（研修生B）

「公文書館がどのような仕事をしているかを知ることができ、その重要性を再認識した。」

「マイクロフィルム化された資料の閲覧と複写作業が、大変印象に残った。」

（研修生C）

「公文書館の仕事は、デスクワークだけでなく、文書の移動・整理作業等、体を動かす仕事も多く、一般企業では体験できないような内容で興味深かった。」

「公文書館を利用される方が予想以上に多く、意外だった。」

（研修生D）

「公文書館は古い文書の保存だけを行っている施設であるという認識だったが、実際は県民の方々への利用提供も積極的に行っていることがわかり、意識が変わった。」

「文書の修復業務は、地道な作業で非常に手間がかかるが、県民の方々の利用のためには、必要不可欠な仕事であると感じた。」

本館では、今後も積極的にインターンシップ研修生を受け入れ、公文書館業務を体験していただきたいと考えております。

企画展こぼれ話

今回三河をテーマとした企画展の準備にあたり、まずは三河の各市町村のホームページや、市町村誌史、観光情報誌等を調べました。調べていくうちに、それぞれの市町村の独自の文化や歴史、伝統等が少しずつ見えてきました。同じ県内でも、地域によって、様々な独自の文化が発展していることは、新しい発見でした。

企画展の準備を進める上で難しかったことは、面白いと思った資料でも、テーマとの不一致や、展示スペースの問題で、展示に使えないことでした。そこでここでは、展示候補にあがった地籍図について、少し御紹介したいと思います。

展示する地籍図には、次の三つの選定条件がありました。

①歴史的・観光地として知られている場所

②当時の地形が残っている場所

③展示ケース内に収まるサイズ

実際の展示に使用した地籍図は、三つの条件を満たした碧海郡八橋村（現在の知立市八橋町）のものでした。八橋村は、伊勢物語の中で在原業平が「からころも きつつなれにしつましあれば はるばるきぬる たびをしぞおもふ」の和歌を詠んだ場所として有名です。和歌に詠みこまれているカキツバタの名所として、現在でも多くの人が訪れる無量寿寺や、業平の分骨をまつったとされる在原寺が、地籍図から読み取れます。また、縦百五十九cm・横百八十一cmと、展示には適当な大きさでした。

その他に①の条件に合ったものとしては、宝飯郡蒲郡村（現在の蒲郡市本町）がありました。現在は残っていませんが、中世末期より下ノ郷鵜殿氏が居城とし、江戸時代に松平氏が本拠地とした、蒲形城の水堀や本丸跡と思われる形状が、地籍図には描かれています。

①・②の条件に合った候補としては、額田郡中金村（現在の岡崎市中金町）がありました。中金村の地籍図には、現在、県の有形民俗文化財に指定されている万足平の猪垣が、猪鹿除として描かれています。

これらはいずれも展示ケースに収まらない大きさのため、展示候補から除外しました。

三つの条件を満たした地籍図として、もう一つ碧海郡野寺村（現在の安城市野寺町）がありました。野寺村は、三河一向一揆の拠点となった本證寺の堀が、はっきり判別できます。しかしサイズが少し小さいこともあり、展示する地籍図は、最終的に八橋村に決まりました。

古文書展示について

本館では、平成二十四年度から、展示室の展示用ケースに、現物の古文書とその翻刻文及び解説文を展示する方法による古文書の展示を始めました。

古文書については、近世から明治時代初期にかけて作成された文書の中から比較的読みやすいものを選びました。また、翻刻文は、大きめの文字にするとともに、読み下しのための返り点やふり仮名も記載しました。解説文は、資料解釈に膨らみをもたせるため、歴史的背景を分かりやすく説明することを心掛けました。

展示した古文書は尾張国海東郡蟹江新田（現在の海部郡蟹江町）の「戸谷家文書」のうちの二点です。戸谷家文書は、平成十九年度に県民の方から本館へ寄贈されたもので、主に江戸時代後期から明治時代初期にかけて作成された村方文書です。

二点のうち一点は、戸谷家の当主が窮民救済を行ったことにより、尾張藩から特権を与えられた件に関するもの、もう一点は、戸谷家に仕える男女の宗旨調査に関するものです。下にその翻刻文を掲載しました。

普段、これらの古文書は原本保護の観点から、マイクロフィルムや複製本、CD-ROMによる閲覧としていますが、本物を御覧いただくことで、古文書の語る歴史を感じ取っていただければと考えています。

一札

当巳年切支丹宗門御改ニ付、召仕之男女相改申候所、怪敷（あやしき）儀無ニ御座一候、若不審成（ふしんなる）儀御座候ハヽ、早速可ニ申上一候、為レ其仍而如レ件

明治二年
巳四月　海東郡蟹江新田
戸谷逸五郎

山内瀧江様

宗門一札（戸谷家文書）

県の木　ハナノキ

歴史資料保存利用機関関係団体の研究会・研修会に参加して

本館は、公文書館等歴史資料保存利用機関の連携・研究協議団体である「東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会」及び「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」の会員であり、毎年各協議会が主催する研究会・研修会等に職員が参加しています。

平成二十四年度は、「東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会」の総会・事務担当者研究会が、十月十二日に岐阜県歴史資料館で、「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」の全国大会・研修会が十一月八日と九日に、広島県民文化センター・鯉城会館等で開催され、本館の職員も参加しました。

「東海北陸地区公文書等保存利用事務協議会」事務担当者研究会では、東海北陸八県一市の会員機関から提出されました歴史公文書等歴史資料に関する様々な課題について、会員間で活発な意見交換が行われ、会員間で情報を共有することができました。議題の中には「歴史公文書の選別基準・公開方法」、「書庫の防虫・防カビ対策」等、本館にとっても関心の高い事項が含まれており、他機関の状況を知ることができて非常に有意義でした。

また、「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」全国大会・研修会では、広島県立文書館等の視察、「アーカイブズの電子情報化とその課題」、「学校教育との連携に関する取組」等についての研修、広島県安芸高田市及び熊本県の公文書管理条例制定に関する取組についての報告等が行われました。全国から二百五十名を超える参加者があり、全体会の質疑討論では、活発な意見交換・議論が行われました。本館にとって、特に参考になったのは、広島県立文書館での歴史公文書の選別方法や安芸高田市及び熊本県の報告における公文書のライフサイクル、レコード・スケジュールについての考え方でした。今後の本県における文書管理制度充実のための施策の参考にしたいと思います。

本館職員の知見を広めるため、こうした研究会・研修会にはこれからも積極的に参加する予定です。

全国大会の会場

レファレンスコーナー

Q　この地方の士族であった先祖について調べるために他の資料館に行ったところ、本館所蔵の「尾参士族名簿」で調べることを勧められました。どのような資料ですか。

A　この資料は、当時の愛知県が、明治十年前後の県内全域の士族の状況についてまとめたものです。内容は、士族の氏名、その士族の、年齢、住所、元の所属県（例　旧豊橋県）、家禄、父の名前、家督相続の簡略な経緯などです。資料は五分冊になっていて、見出しに掲載されている士族は、全体でおよそ一万人に及びます。

資料は氏名をイロハ順に並べてあるため目当ての人物を探しやすくなっています。また、父親の名前や住所など他の記載内容から探している人物を特定できる場合もあります。ただ、残念なことに、イとロの部分は残存していないため見ることはできません。

なお、この資料は複製本で、原本は財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所（東京都豊島区）にあります。閲覧に制限はありませんが、複写を希望される場合は徳川林政史研究所の許可が必要となります。手続については御来館の際に受付の職員にお尋ねください。

利用案内

県の魚　クルマエビ

◆交通機関
地下鉄名城線「市役所」下車　5番出口
市バス・名鉄バス（基幹バス）「市役所」下車

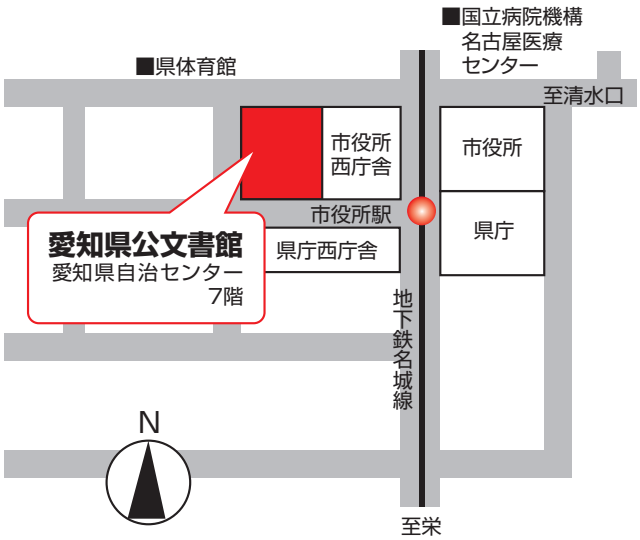

◆開館時間
午前9時～午後5時

◆休館日
土曜日・日曜日・整理期間（春季10日以内）
国民の祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

◆利用方法
・資料の閲覧は無料です。
・閲覧をする場合は、備え付けの「閲覧票」に所定の事項を記入のうえ、受付に提出してください。
・所蔵資料の複写にも応じています。（有料）ただし、一部複写できないものがあります。
・館外貸出は行っておりません。

◆展示
展示室では常設展や毎年テーマを定めた企画展を開催し、所蔵資料等の展示を行っています。

ホームページアドレス　http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/

編集後記

▽愛知県公文書館だより第十七号をお届けします。十月から十一月にかけて「三河案内―公文書館資料で知る三河―」と題して実施しました企画展の舞台裏と展示用の地籍図を決めた経緯をこぼれ話として掲載しました。

▽本館では公文書のほかに古文書を収蔵しています。県民の皆様に、古文書に対する関心を高めていただくために三年前に始めた古文書講座は、今年度は入門編と応用編に分けて実施しました。その内容を報告しました。

▽公文書を取り巻く環境は刻々と変化しています。そこで、様々な課題について協議した、全国及び東海北陸地区の会議の内容を紹介しました。

愛知県公文書館だより　第十七号
平成二十五年二月十五日
編集発行　愛知県公文書館
〒四六〇－〇〇〇一
名古屋市中区三の丸二－三－二
愛知県自治センター内
電　話〇五二（九五四）六〇二五
ＦＡＸ〇五二（九五四）六九〇二
電子メール
kobunshokan@pref.aichi.lg.jp